

令和〇年〇月〇日

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

行政庁側記入欄

区	分	項番 ³ 8 1 1	この欄は記入しない。																									
		大臣 知事	コード																									
許可番号	項番 ³ 8 2 3	国土交通大臣 許可（般特□□）第										5					10	号	許可年月日									
																		令和	11		年	13		月		15		日

38

更新申請のみの場合は本様式を使用する。（別紙二（１）は使用しません。）
更新と同時に業種追加、般特新規の申請をする場合は、別紙二（１）も記載してください。

営 業 所 一 覧 表（ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業た る所	本 社	〒 2 3 1 - 8 5 8 8 神奈川県横浜市中区日本大通 1 - 2 3 電話番号 0 4 5 - 2 1 0 - 1 1 1 1	土 通	建 大 と 舗 し ゆ 水
	川崎支店	〒 2 1 0 - 0 0 0 4 神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 - 2 - 3 電話番号 0 4 4 - 2 0 0 - 9 9 9 9	通	建
従 た る 営 業 所				

今回の申請で、更新しようとする建設業のみを
営業所ごとに、一般と特定に分けて記入する。

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領 6 の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

収入証紙等はり付け欄

別紙三（第二条関係）

~~収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書~~はり付け欄

神奈川県知事許可を申請する場合は、神奈川県収入証紙を貼付する。
※収入印紙ではありません。

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあっては、この限りでない。

営業所技術者等一覧表

今回の申請に係らない者も含め、営業所技術者等全員を記入する。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本 社	カナガワ タロウ 神奈川 太郎	土－９、 と、舗、しゅ、水－７	１ ３
営業所一覧表（別紙二(1)、 (2)）の営業所の名称と統一し、同一順序で各営業所別に記入する。	ヤマト イチロウ 大和 一郎	建、大－７ 通－２	２ ０ ０ １
	カワサキ カズオ 川崎 一夫	建－４ 通－９	「建設業の種類」コードと「有資格区分」コードの番号を対で記入する。 〇 ２ ４ ４
川崎支店		P107～118の有資格区分コード一覧表を参考に該当する番号を記入する。	

2 工事經歷書（様式第二号）

様式第二号（第二号、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の二）とび・土工・コンクリート工事

税引・税抜きの該当する方を囲む。ただし、経営事項審査を受ける場合は、免税事業者を除き税抜で作成する。

工事経歴書（税込・税抜）

請け負った一つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を記入する。金額が少なくても複数の請負をまとめて記入しない。

業種を記入する。

工事請負契約書などの工事名称をもとに、業種がわかるよう具体的に記入する。

注 文 者

元請又は下請の別

JV の 別

工 事 名

工事現場のある都道府県及び市区町村名

氏 名

配置技術者
主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載）
主任技術者
監理技術者

請 負 代 金 の 額
うち、
「PC」
「法面処理」
「鋼橋上部」

工 期
着 工 年 月
完成又は完成予定年月

着工年月は契約書の着工日ではなく、実際に工事に着手したときを記入する。

請負代金の額を千円単位で記入する。
なお、変更契約がある場合は、変更後の金額を記入する。

工事進行基準が適用されている場合は、その完成工事高を括弧書きで記入する。
※小計、合計には括弧書きにした完成工事高を計上する。

工事完成基準が適用されている場合は、直前決算の事業年度内の年月となる。

小計、合計のそれぞれの請負代金の金額のうち、元請工事の金額をそれぞれ記入する。

小計はページごとに計算し、小計欄に記入する。合計は2ページ以上になる場合は、最終ページのみ記入する。
※未成工事は、小計、合計とも含めない。

各工事現場に置かれた配置技術者について、主任技術者・監理技術者の別を印で記入し、技術者の氏名を記入する。
※ 法第26条により、許可を受けた建設業者は工事現場ごとに配置技術者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければならない。主任技術者の要件は一般建設業の営業所技術者と同じであり、監理技術者の要件は特定建設業の営業所技術者と同じ。

注文者が個人の場合は、氏名が特定されないように、「A」「B」...とし、工事名は、「A邸〇〇工事」...とする。※イニシャルではなくABCに置き換えてください。

元請とは施主から直接受注したもの、下請とは他の建設業者が請け負った工事の一部を請け負ったものをいう。

共同企業体（JV）として行った工事についてはJVと付記する。

右のすべての項目について、当該業種の直前決算の事業年度における合計を記入する。（工事経歴書に記載したものとの合計ではない。）

注 文 者	JV の 別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏 名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額 うち、 「PC」 「法面処理」 「鋼橋上部」	工 期 着 工 年 月 完成又は完成予定年月
〇〇商事（株）	元請	〇〇ビル新築くい打工事	静岡県熱海市	海老名五郎	主任技術者	18,960千円	令和〇年〇月
横浜市	元請	市営〇〇住宅敷地盛土及び基礎工事	神奈川県横浜市	山北三郎	主任技術者	12,301千円	令和〇年〇月
A	元請	A邸外構工事	〃	綾瀬太郎	主任技術者	9,987千円	令和〇年〇月
〇〇土建（株）	下請	引地川河川改修工事の掘削工事	〃	藤沢一郎	主任技術者	14,953千円	令和〇年〇月
〇〇建築（株）	下請	本牧ビル外構工事	〃		主任技術者	10,654千円	令和〇年〇月
神奈川県	元請	県道〇〇号緑道路側溝工事	〃		主任技術者	(6,538)千円	令和〇年〇月
〇〇建設（株）	下請	〇〇アパート改修足場工事	〃		主任技術者	9,600千円	令和〇年〇月
(主な未成工事)						4,320千円	令和〇年〇月
B	元請	B邸玄関コンタクト工事	〃	相模〇〇	主任技術者		令和〇年〇月
小 計				7 件		77,713千円	令和〇年〇月
合 計				15 件		105,447千円	令和〇年〇月
うち 元請工事						1,500千円	令和〇年〇月
うち 元請工事						47,788千円	令和〇年〇月
うち 元請工事						1,500千円	令和〇年〇月
うち 元請工事						55,327千円	令和〇年〇月
直前3年の工事施工金額に記載する当該業種の直前決算の額と一致する。						7,300千円	令和〇年〇月
直前3年の工事施工金額に記載する当該業種の直前決算の額と一致する。						2,901千円	令和〇年〇月

●工事経歴書作成方法

- ・許可を申請する場合⇒許可を申請する業種ごとに作成する。（業種追加、般・特新規の場合、既に許可を取得している業種分は不要）
- ・決算変更届（決算報告）を提出する場合 ⇒ 許可を受けている業種ごとに全て作成する。

●記載方法（次頁に掲載されている、様式第二号の「記載要領」も参照にすること）

- ・直前決算の事業年度の完成工事及び未成工事について記載する。
※「直前」決算とは、税務署に確定申告済みの決算期で直近のもの。決算期終了後2か月を経過した場合は当該期を「直前」と考える。
- ・実績がない場合は、「実績なし」、決算期未到来の場合は、「決算期未到来」と記入する。
- ・経営事項審査を申請する場合
 - ① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する。
 - ② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、すべての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する。ただし、軽微な建設工事（500万円（建築一式は1,500万円）未満の工事）については、①、②で合わせて10件を超えて記載する事を要しない。
 - ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記載する。
- ・経営事項審査を申請しない場合
 - ①（元請、下請に関わりなく、）主な完成工事について請負代金の大きい順に記載する。（完成工事合計額のおおむね6割程度まで記載する。ただし軽微な建設工事（500万円（建築一式は1,500万円）未満の工事）については、10件を超えて記載することを要しない。
 - ② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記載する。

記載要領

- 1 この表は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の「完成工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の「前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未完成工事」という。）」を記載すること。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合又は、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の合計のおおむね7割を超えること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事について記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
- 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「J Vの別」の欄は、共同企業体（J V）として行った工事について「J V」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。
- | (1) | (2) | (3) |
|----------------|--------------------|------|
| 土木一式工事 | プレストレストコンクリート構造物工事 | PC |
| とび・土工・コンクリート工事 | 法面処理工事 | 法面処理 |
| 鋼構造物工事 | 鋼橋上部工事 | 鋼橋上部 |
- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

3 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

申請・届出直前3年分を決算期別に記入する。（決算期を変更している場合などは4期分以上となる場合もあります。）

直前3年の各事業年度における工事施工金額

左記以外の工事について記入する。

税込、税抜の該当する方を○で囲む。ただし、経営事項審査を受ける場合は、免税事業者を除き税抜で作成する。

期	注 文 者 の 区 分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の 建設工事の 施工金額	合 計
		土木一式工事	建築一式工事	大工工事	とび・土工 コンクリート工事		
第 13 期 平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	元 公 共	25,145	4,153	0	0	0	29,298
	請 民 間					19,263	126,496
	下 請					10,405	35,856
	計					29,668	191,650
第 14 期 平成31年 4月 1日から 令和 2年 3月31日まで	元 公 共	56,914	48,688	0	5,710	0	111,312
	請 民 間	88,731	64,525	0	10,550	3,843	167,649
	下 請	0	0	0	3,748	2,451	6,199
	計	145,645	113,213	0	20,008	6,294	285,160
第 15 期 令和 2年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで	元 公 共	93,392	0	0	16,525	10,436	120,353
	請 民 間	51,160	21,160	0	38,802	29,421	140,543
	下 請	0	0	0	50,120	15,654	65,774
	計	144,552	21,160	0	105,447	55,511	326,670
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公 共						
	請 民 間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公 共						
	請 民 間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公 共						
	請 民 間						
	下 請						
	計						

各工事経歴書の合計金額と一致する。

用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事」及び「合計」は最終頁に記入する。その他の建設工事が「無し」の場合も、空欄にせず「0」を記入する。

合計は財務諸表の損益計算書の完成工事高と一致する。

事業年度によって、税込、税抜に変更があった場合は、合計額の欄外にその旨を記載する。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上になるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

4 使用人数（様式第四号）

両方に該当する場合は、主となるものにカウントする。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

令和 ○年 ○月 ○日 (用紙A4)

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合　計
	建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第１５条第２号イもしくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	13人	5人	6人	24人
川崎支店	2	3	4	9
●記載方法 - この様式の「記載要領」（「使用人数」表下）を参照してください。 - 法人で兼業がある場合は、<u>建設業に従事している常勤職員のみ</u>記載してください。 「使用人」には、法人の代表権を有する役員及び個人事業主を含みます。 - 新規申請等の場合は申請する日の人数を、事業年度終了後の届出に添付する場合は当該決算日時点の人数を記載してください。				
健康保険等の加入状況（様式第七号三）の「従業員数」の合計と同数以上となるはずのため、確認してください。（P83記載例参照）				
合　計	15人	8人	10人	33人

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

5 誓約書（様式第六号）

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A4）

誓 約 書

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申請者} \\ \text{議受人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$
 $\left\{ \begin{array}{l} \text{申請者} \\ \text{議受人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$
 の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並び

に法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要な文言を取り消し線で消す。
（文字そのものは消去しない。）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者
 議受人
 合併存続法人
 分割承継法人

横浜市中区日本大通1-23
 ○○建設株式会社
 代表取締役 神奈川 太郎

主たる営業所の所在地、商号、代表
 者名を記入。
 ※役員等本人ではなく、申請者（法
 人の場合代表者）が誓約します。

地方整備局長
 北海道開発局長
 神奈川県知事 殿

記載要領

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申請者} \\ \text{議受人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、
 「申請者
議受人
合併存続法人
分割承継法人」、
 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」

については不要なものを消すこと。

6 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）

様式第七号（第三条関係）

次頁と見開
きでご利用
ください。

000002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 ① 取締役
経験年数 ② 平成22年10月から平成27年12月まで 満5年2月
証明者と被証明者との関係 ③ 役員
備考 ④ 神奈川県知事可 第99999号
許可期間 平成2年6月10日～

令和〇年〇月〇日

⑤

横浜市中区日本大通10
株式会社 △△建設
代表取締役 平塚 太郎

- ・申請者が法人の場合
- ・申請者が個人の場合
- ・申請者が個人で支配人を置いている場合

(2) 下記の者は、許可申請者 { 〇〇建設 株式会社の常勤役員等 } の常勤役員等 { 〇〇建設 株式会社の支配人 } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

令和〇年〇月〇日

地方整備局長
北海道開発局長
神奈川県知事 殿

不要なものを消す。

横浜市中区日本大通1-23
〇〇建設 株式会社
代表取締役 神奈川 太郎

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和〇年〇月〇日

大臣 知事
コード

許可番号 1 8 1 4

国土交通大臣 許可 (一般 03) 第 〇 * * * * * 号 令和 〇 3 年 * * 月 * * 日

「届出者」を消す。

- 1…新規、許可換え新規申請の場合
- 2…現在証明されている常勤役員等を変更する場合（変更届の場合のみ記入）
- 3…更新、業種追加、般特新規申請をする場合

- ・新規申請、許可換え新規申請の場合は記入不要。
- ・更新、業種追加、般・特新規申請の場合は、申請時点で有効な許可について、記入する。
- ・複数の許可を受けている場合は、最も古い日付の許可年月日を記入する。

右詰めで記入し、左余白は「0」で埋める。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 カ ナ
氏 名 2 0 神 奈 川 太 郎
住 所 横浜市中区日本大通5
カタカナで最初から2文字だけ記入する。
姓と名の間は1カラム空ける。

◎【変更前】

氏 名 2 1
住所を必ず記入する。なお、住民票と実際の住所が異なる場合は、実際の住所（居所）を記入する。
この欄は、別紙「常勤役員等の略歴書」の当該役員、個人事業主または個人の支配人の住所と一致する。

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

＜常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）＞



※ 許可要件1-1の適正な経営体制の証明で、規則イ（１）～（３）に該当する場合に使用する様式です。（P7～9参照）

- ・被証明者について、経營業務の管理責任者等としての経験をした業者ごとに作成する。
例：A社で2年、B社で3年の計5年間を証明する場合、A社、B社各1枚作成する。
- ・証明者が同一人である場合で、被証明者の経験年数が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験年数を「経験年数」欄を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

①

【役職名等】・当時の役職名等（代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役職名）を記入する。

②

【経験年数】

- ・経營業務の管理責任者としての経験のうち、証明しようとする期間を記入する。
- ・イ（２）執行役員、イ（３）補佐経験での証明で、役員や執行役員の経験と通算して証明する場合、それぞれの経験期間が明確になるよう内訳を2段書きで記載してください。（確認資料で裏付できる期間とする。⇒確認資料はP89～参照）

③

【証明者と被証明者との関係】

- ・当時の証明者との関係を記入する。（法人：役員、従業員、個人事業主：本人、専従者 等）

④

【備考】・証明者が建設業許可業者である場合は、許可行政庁、許可番号、許可期間を記入する。（その場合、「許可期間」は当初許可を取得した年月日から記入する。）

⑤

【証明者】

- ・証明者は、被証明者が在籍した業者の使用者（法人の代表者又は個人事業主）とする。
- ・証明者の所在地、商号（名称）を必ず記入する。
- ・同一の許可番号の更新、業種追加申請などで、常勤役員等を前回と同様の経験年数で証明する場合、神奈川県知事許可申請の場合、今回の申請者が「証明者」欄に記載する。前回と証明者が異なる場合は、その証明期間等の内容を「備考」欄に記載する。

（例：申請会社A社

＜前回の申請＞ a社での経験3年をa社代表取締役が証明

b社での経験2年をb社代表取締役が証明 計5年

＜今回の申請＞ a社からb社での経験5年分を申請会社A社代表取締役が証明

【備考】欄

ただし、○年○月～▲年▲月まではa会社での経験。

□年□月～■年■月まではb会社での経験。

【経験年数】欄

- ・前回の経験期間と今回の証明者での経験期間を合わせて証明する場合は、各経験年数を2段書きにする。（期間が連続している場合は1段書きで可）

- ・法人の解散など、正当な理由により、在籍した法人の使用者の証明を得ることができない場合は、「備考」欄にその理由を記入して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者（当時の役員、本人等）を証明者とすることができる。

* 当時の役員を証明者とする場合、閉鎖謄本（原本）で氏名が確認できる者とする。

* 本人が証明する場合（自己証明）の書き方

【証明者】欄 本人現住所 : ●●市●●町●-●

元法人名及び役職名 : (株) ●● 元取締役

本人氏名 : 神奈川 建

【証明者と被証明者との関係】欄 「本人」と記載する。

【備考】欄 自己証明の理由を簡潔に記載する。 例) 法人の解散のため自己証明

＜常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）＞

※ 許可要件1-1の適正な経営体制の証明で、規則口（１）、（２）に該当する場合に使用する様式です。（P7～9参照）

・常勤役員等：「第一面」、直接に補佐する者はその経験ごとに、財務経験者：「第二面」、労務経験者：「第三面」、業務運営経験者：「第四面」にて証明する。（直接補佐者が各経験を兼ねている場合も証明書は経験ごとに作成する。）

・常勤役員等については、役員等としての経験をした業者ごとに作成する。

例：A社で2年、B社で3年の計5年間を証明する場合、「第一面」をA社、B社各1枚作成する。

・証明者が同一人である場合で、被証明者の経験年数が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験年数を「経験年数」欄を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

①

【役職名等】・当時の役職名等（代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役職名）を記入する。

②

【経験年数】

・経営業務の管理責任者としての経験のうち、証明しようとする期間を記入する。

・イ（２）執行役員、イ（３）補佐経験での証明で、役員や執行役員の経験と通算して証明する場合、それぞれの経験期間が明確になるよう内訳を2段書きで記載してください。（確認資料で裏付できる期間とする。⇒確認資料はP89～参照）

③

【証明者と被証明者との関係】

・当時の証明者との関係を記入する。（法人：役員、従業員、個人事業主：本人、専従者 等）

④

【備考】・証明者が建設業許可業者である場合は、許可行政庁、許可番号、許可期間を記入する。（その場合、「許可期間」は当初許可を取得した年月日から記入する。）

⑤

【証明者】

・証明者は、被証明者が在籍した業者の使用者（法人の代表者又は個人事業主）とする。

・証明者の所在地、商号（名称）を必ず記入する。

・同一の許可番号の更新、業種追加申請などで、常勤役員等を前回と同様の経験年数で証明する場合、神奈川県知事許可申請の場合、今回の申請者が「証明者」欄に記載する。前回と証明者が異なる場合は、その証明期間等の内容を「備考」欄に記載する。

（例：申請会社A社

＜前回の申請＞ a 社での経験3年を a 社代表取締役が証明

b 社での経験2年を b 社代表取締役が証明 計5年

＜今回の申請＞ a 社から b 社での経験5年分を申請会社A社代表取締役が証明

【備考】欄

ただし、○年○月～▲年▲月までは a 会社での経験。

□年□月～■年■月までは b 会社での経験。

【経験年数】欄

・前回の経験期間と今回の証明者での経験期間を合わせて証明する場合は、各経験年数を2段書きにする。（期間が連続している場合は1段書きで可）

・法人の解散など、正当な理由により、在籍した法人の使用者の証明を得ることができない場合は、「備考」欄にその理由を記入して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者（当時の役員、本人等）を証明者として証明することができる。

* 当時の役員を証明者とする場合、閉鎖謄本（原本）で氏名が確認できる者とする。

* 本人が証明する場合（自己証明）の書き方

【証明者】欄 本人現住所 : ●●市●●町●-●

元法人名及び役職名 : (株) ●● 元取締役

本人氏名 : 神奈川 建

【証明者と被証明者との関係】欄 「本人」と記載する。

【備考】欄 自己証明の理由を簡潔に記載する。 例) 法人の解散のため自己証明

●第四面 業務運営の業務経験を有する者

(用紙A 4)

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長
北海道開発局長
神奈川県知事

役職名等
事業課長、事業部長

経験年数
平成28年4月から令和3年10月まで 満 5 年 0 月

証明者と被証明者との関係
従業員

備考
神奈川県知事許可(般28)第099999号
許可期間 平成23年7月10日～

横浜市中区日本大通〇

申請者 ◇◇株式会社

届出者 代表取締役 神奈川 太郎

申請又は届出の区分 ☐ 3 ☒ 1 ☐ 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード

許可番号 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 4

神奈川県知事許可(特)第○○○○○○○○号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 2 ☐ 4 ☐ ギ ☐ ヲ

氏 名 ☐ 2 ☐ 5 ☐ 業 ☐ 務 ☐ 三 ☐ 郎

住 所 横浜市神奈川区鶴屋町〇〇〇

生年月日 ☐ 13 ☐ 14 ☐ 16 ☐ 18
S 4 2 年 0 7 月 0 5 日

号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

住所を必ず記入。住民票と実際の住所が異なる場合は、実際の住所(居所)を記入する。
この欄は、P55「常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書」の住所と一致する。

右詰めで記入し、左余白は「0」で埋める。

カタカナで最初から2文字だけ記入する。

姓と名の間は1カラム空ける。

※項番3 1、2 3は、常勤役員等の証明書(第一面)の項番1 7、1 8と同じ記載要領になります。

・申請会社における業務運営の業務経験期間を記入する。
(確認資料で裏付できる期間とする。⇒確認資料はP89～参照)

証明者が建設業許可業者である場合は、許可行政庁、許可番号、許可期間を「備考」欄に記入する。
許可期間は当初許可を取得した年月日から記入する。

不要なものを消す。

当時の役職名、担当名を記入する。

当時の関係を記入

8 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の略歴書（様式第七号別紙）又は、
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第七号の二別紙一、二）

●様式第七号別紙、様式第七号の二別紙一

常勤役員等の略歴書（イ（１）～（３）、ロ（１）、（２）該当の常勤役員等）

別紙一

様式第七号又は様式第七号の二に記入した常勤役員等についてのみ作成する。

常勤役員等の略歴書

現住所	横浜市中区日本大通 5			住民票と実際の住所が異なる場合は、実際の住所（居所）を記入する。 この欄は、様式第七号又は様式第七号の二の常勤役員等の住所（居所）と一致する。
氏名	神奈川 太郎			
職名	代表取締役			
職歴	期	間	従事した職務内容	
	自	平成 5年 4月 1日	(株) △△土木に勤務。各種土木工事の施工及び監督。	
	至	平成10年 4月 30日		
	自	平成10年 5月 1日	〇〇建設工事(株)に勤務。取締役役に就任。建設部門を担当。	
	至	平成21年 9月 20日		
	自	平成21年 10月 1日	(株) △△建設に勤務。取締役役に就任。土木部長を兼任。	
	至	平成28年 3月 31日		
	自	平成28年 4月 1日	〇〇建設(株)を設立し、取締役役に就任。	
	至	年 月 日		
	自	令和 3年 7月 1日	同社 代表取締役役に就任。	
至	年 月 日			
自	年 月 日	現在に至る。		
至	年 月 日			
歴	自	年 月 日	1 最終学歴後の職歴を全て記入する。 2 1行に1職歴を記入する。 3 現在に至るまでの職歴を記入し、特に様式第七号又は様式第七号の二で経験を証明する期間の役職歴は、補助経験等を含め期間が明確になるよう記入する。 4 他の会社などを兼務している場合は兼務先も併せて記入する。また、兼務先が非常勤であることも明記してください。 ※兼務先が非常勤でない場合は、要件を満たしません。 ※非常勤であっても、他社の代表取締役（一人代取）、他で個人事業主を兼務する者は常勤性が認められません。 5 職歴の「期間」欄で、「至」が空欄の場合は、その職に現在も引き続き従事していることになります。変更があった場合は、必ず「至」に記入をしてください。 6 行数等が足りない場合は適宜用紙を足して記入する。	
	自	年 月 日		
	自	年 月 日		
	自	年 月 日		
	自	年 月 日		
	自	年 月 日		
	自	年 月 日		
	自	年 月 日		
	自	年 月 日		
	自	年 月 日		
賞罰	賞	なし		
	罰	建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰を受けた場合について記載する。 該当がなければ「なし」と記入する。		
	賞			
	罰			
	賞			
上記のとおり相違ありません。				
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日				
氏名 神奈川 太郎				

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

●様式第七号の二別紙二

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（口（１）、（２）の直接に補佐する者）

別紙二

（用紙A 4）

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現 住 所	横浜市神奈川区鶴屋町〇〇〇			住民票と実際の住所が異なる場合は、実際の住所（居所）を記入する。 この欄は、様式第七号又は様式第七号の二の常勤役員等の住所（居所）と一致する。
氏 名	財務 一郎	生 年 月 日	昭和45年 9月 10日生	
職 名	総務部長	申請時における職名を記入する。		
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容		
職	自 平成5年 4月 1日 至 平成11年 3月 31日	◇◇建設（株）入社。総務部勤務。経理担当。		
	自 平成11年 4月 1日 至 平成21年 9月 20日	◇◇建設（株）総務部勤務。財務担当。労務担当兼任。		
	自 平成21年 10月 1日 至 平成28年 3月 31日	◇◇建設（株）総務部勤務。財務担当次長。		
	自 平成28年 4月 1日 至 令和3年 3月 31日	◇◇建設（株）総務部勤務。財務担当課長。		
	自 令和3年 4月 1日 至 年 月 日	◇◇建設（株）総務部長に就任。		
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至る。		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
歴	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
賞 罰 の 内 容	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰を受けた場合について記載する。 該当がなければ「なし」と記入する。		
罰				
上記のとおり相違ありません。				
令和 〇 年 〇 月 〇 日		氏 名 財務 一郎		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

9 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第八号）

新規申請又は許可換え新規申請の例

営業所一覧表（様式第一号別紙二）
に記入した順序で記入する。

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)
00003

営業所技術者等証明書（新規・変更）

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

(1)を○で囲む。

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消すこと。一般・特定両方に該当する場合は消さない。

令和 年 月 日

申請者
届出者

区	分	項番	3	1	1. 新規許可 等	2. 営業所技術者等の担当業種 又は有資格区分の変更	3. 営業所技術 者等の追加	4. 営業所技術者等の 交替に伴う削除	5. 営業所技術者等が置かれ る営業所のみの変更
地方整備局長 北海道開発局長 神奈川県知事 殿									
氏名	カ	ナ	神	奈	川	太	郎		
フリガナ	カ	ナ	カ	ナ	カ	ナ	カ	ナ	カ
元号	令和	4	年	1	0	月	0	1	日
生年月日	S	4	年	1	0	月	0	1	日
今後担当する建設工事の種類	9		7						
現在担当している建設工事の種類									
有資格区分	1	3							
変更、追加又は削除の年月日	令和	年	月	日					
営業所技術者等の住所	横浜市中区日本大通5								
営業所の名称（旧所属）	本社								

新規申請の場合は1を記入する。

カタカナで最初から2文字
だけ記入する。

姓と名は1カラム空
ける。

不要なものを消す。

必ず住所を記入する。
なお、住民票と実際の
住所が異なる場合、実
際の住所（居所）を記
入する。

新所属のみ記入。

P107～118の有資格区分
コード一覧表を参考
に、該当する番号を記
入する。
業種のコードと有資格
区分コードは対応した
ものとなっているこ
と。

氏名	ヤ	マ	大	和	一	郎			
フリガナ	ヤ	マ	ヤ	マ	ヤ	マ	ヤ	マ	ヤ
元号	令和	4	年	0	7	月	2	8	日
生年月日	S	4	年	0	7	月	2	8	日
今後担当する建設工事の種類	7	7							
現在担当している建設工事の種類									
有資格区分	2	0	0	1					
変更、追加又は削除の年月日	令和	年	月	日					
営業所技術者等の住所	大和市中鶴間1-1-1 大和マンション1号室								
営業所の名称（旧所属）	本社								

氏名	カ	ワ	川	崎	一	夫			
フリガナ	カ	ワ	カ	ワ	カ	ワ	カ	ワ	カ
元号	令和	4	年	1	2	月	0	5	日
生年月日	S	4	年	1	2	月	0	5	日
今後担当する建設工事の種類	4								
現在担当している建設工事の種類									
有資格区分	0	2	4	4					
変更、追加又は削除の年月日	令和	年	月	日					
営業所技術者等の住所	川崎市川崎区宮本町1								
営業所の名称（旧所属）	川崎支店								

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、
建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号
に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

地方整備局 北海道開発局 神奈川建設局

業種追加、般・特新規の場合は「1」を記入する。

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消すこと。一般・特定両方に該当する場合は消さない。

不要なものを消す。

令和 〇年 〇月 〇日

横浜市中区日本大通1-23

申請者 〇〇建設株式会社

届出者 代表取締役 神奈川 太郎

3. 営業所技術者等の追加 5. 営業所技術者等が置かれる営業所の変更

許可年月日

許可番号 62 国土交通大臣 許可（般- 特- ）第 〇〇〇〇〇〇 号 令和 〇年 〇月 〇日

業種追加申請の例

（現在、一般の土木の許可を受けており、同じ技術者が一般のとび・土木・コンクリート工事業も担当する場合）

複数の許可を受けている場合は、最も古い日付の許可年月日を記入する。

項番 フリガナ (フリガナ) ヨコハマ タロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

ヨコハマ タロウ 生年月日 S 5 0 年 0 3 月 0 3 日

土建大左と石屋電管タ鋼筋 通園井具水消清解

変更しない業種については、現在担当している業種と今後担当する業種（上段、下段）両方を記入する。

業種追加する業種については、今後担当する業種（上段）のみを記入する。

旧所属、新所属両方を記入。

有資格区分 6 5 1 3

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 横浜市中区本町3 神奈川第一マンション3号室

営業所の名称 (旧所属) 本社

営業所の名称 (新所属) 本社

般・特新規申請の例

（現在、一般の鋼構造物、鉄筋、熱絶縁の許可を受けており、同じ技術者が、一般の熱絶縁の担当を継続しつつ、特定の鋼構造物、鉄筋を新たに担当する場合）

項番 フリガナ (フリガナ) カワサキ タロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 カワ 川崎 太郎 生年月日 S 4 7 年 0 7 月 2 8 日

土建大左と石屋電管タ鋼筋 舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

特定に切り替える業種について、上段下段両方にコードを変えて記入する。

旧所属、新所属両方を記入。

有資格区分 6 5 2 0

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 川崎市川崎区東田町8

営業所の名称 (旧所属) 本社

営業所の名称 (新所属) 本社

10 実務経験証明書（様式第九号）

様式第九号（第三条関係）

実務経験を有する業種を記入する。

※この様式は、実務経験により営業所技術者等になる場合に必要。（P99～104参照）
 ・必要に応じて、P102～104の確認資料を提出すること。
 ・業種ごとに、被証明者について、証明者（実務経験を得た事業者）別に作成する。
 例：A社で7年、B社で4年の計11年間を証明する場合、A社、B社各1枚作成する。
 ・他業種の実務経験として使用した期間との重複は不可。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**建築一式** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明者が、証明する業種の許可業者である場合には、許可行政庁、許可番号、許可期間、許可業種を記入する。（他の業種の許可業者の場合は記入しない。）
 許可期間は、証明する業種の許可を当初に取得した年月日から記入する。

神奈川県知事許可 第999999号
 許可期間 平成6年1月20日～
 許可業種 建

所在地・商号（名称）を必ず記入する。

相模原市南区相模大野6-3-1
 △△建築 株式会社
 代表取締役 相模 太郎

証 明 者 元従業員

証明者は、被証明者が在籍した業者の使用者（法人の代表者又は個人事業主）とする。（注1）

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。

実務経験の期間ではなく在籍した期間を記入する。現職の場合は申請月までとする。

技 術 者 の 氏 名	川崎 一夫	生年月日	昭和42年12月5日	使用された期間	平成6年8月から 平成27年3月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	△△建築 株式会社				
職 名	実 務 経 験 の 内 容				実 務 経 験 年 数
工事主任	相模原市〇〇邸新築工事他				平成16年2月から平成16年12月まで
〃	厚木市〇〇邸新築工事他				平成17年1月から平成17年12月まで
工事課長	座間市〇〇邸増改築工事他				平成18年1月から平成18年12月まで
〃	伊勢原市〇〇邸新築工事他				平成19年1月から平成19年12月まで
工事部長	相模原市〇〇マンション新築				平成20年1月から平成20年12月まで
〃	相模原市〇〇邸増改築工事他				平成21年1月から平成21年12月まで
〃	座間市〇〇邸新築工事他				平成22年1月から平成22年12月まで
〃	厚木市〇〇マンション新築工				平成23年1月から平成23年12月まで
〃	伊勢原市〇〇邸増改築工事他				平成24年1月から平成24年12月まで
〃	平塚市〇〇邸新築工事他				平成25年1月から平成25年12月まで
〃	厚木市〇〇邸増改築工事他				平成26年1月から平成26年10月まで
					年 月 から 年 月 まで
合計は使用された期間ではなく、実務経験年数（開始日から最終日まで）の合計を記入する。 （ただし、確認資料で裏付けできる期間とする。）					合計 満 10年 7月

職名は具体的に記入。
 （例）取締役、
 〇〇部長
 〇〇課長等。

【記載方法】
 ・個人は暦年（1月～12月）、法人は暦年又は事業年度を1年とし、1年分を1行として、必要な年数分を記入する。（10年の実務経験の場合は、10行以上記入が必要となる。）
 ・最初の年と最後の年は、確認資料で裏付けできる実務経験開始日の属する月以降～最終日の属する月以前を記載。
 ※ 記載は月単位ですが、この開始日から最終日までの期間の合計が必要年数分となることが必要です。

・実務経験の内容は、証明する業種の工事について年間通して行っている工事のうち、その期の代表的な工事名称を具体的に記入（業種が分かるように。個人名も伏せない。）し、それ以外の工事を「他」とまとめる。

（注1）法人の解散等、正当な理由により、使用者の証明を得ることができない場合は、この証明書に記載された事実を証し得る他の者（当時の役員、本人等）を証明者として記載することができる。
 当時の役員：閉鎖簿本で氏名が確認できる者
 本人（自己証明）：【証明者】欄には、本人住所、元法人及び役職名等、氏名を記載し、「被証明者との関係」欄に「本人」と記載する。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

12 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）

様式第十一号（第四条関係）

(用紙A 4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

[illegible]

13 許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)

申請者が法人の場合
様式第十二号(第四条関係)

申請者が個人の場合

許可申請者(法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等)

別紙―「役員等の一覧表」に記入した役員等全員について作成する。
常勤役員等(経営業務の管理責任者等)又は直接に補佐する者については、略歴書(様式第七号又は様式第七号の二別紙)をこれに代えることができるため作成不要。

住	所	横浜市中区日本大通5			住民票と実際の住所が異なる場合は、実際の住所(居所)を記入する。
氏	名	神奈川 五郎	生 年 月 日	昭和 55年 12月 1 日生	
役	名 等	取締役(非常勤)	非常勤の場合は職名の後ろに(非常勤)と記入する。(株主等は常勤・非常勤の別は記入不要。)		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
		なし			
申請時における職名を記入する。 ・株式会社、特例有限会社の場合⇒「代表取締役」又は「取締役」 ・持分会社の場合⇒「業務を執行する社員」 ・法人格のある組合の場合⇒「代表理事」又は「理事」 ・個人の場合⇒「個人事業主」 ※ 委員会等設置会社で執行役になっている場合は「執行役」と記入する。 ※ 上記職員の他に、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上の株主・出資をしている者は、「株主等」と記載する。					
建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰を受けた場合について記載する。該当がなければ「なし」と記入する。ただし、相談役・顧問・株主等及び株主等の法定代理人は記入不要。					
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			氏 名 神奈川 五郎		

記載要領

- 「法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「令第3条に規定する使用人」が役員等を兼ねている場合は令第3条使用人の調書は省略し、令第3条使用人の役職も併せて許可申請者の調書に記入する。

例：取締役○○支店長

14 建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書（様式第十三号）

様式第十三号（第四条関係）

「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第十一号）に記載した全員について作成する。
ただし、役員等を兼ねている者については、「許可申請者の調書」（様式第十二号）をこれに代えることができる。（その場合、様式第十二号に令第3条に規定する使用人の役職も併せて記入。）また、個人事業の支配人については、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）を兼ねている場合は、その略歴書（様式第七号別紙）をこれに代えることができるため、いずれもこの調書の作成は不要。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	川崎市東門前2-1-1		
氏 名	川崎 次郎	生 年 月 日	昭和55年 7月17日生
営 業 所 名	川崎支店		
職 名	川崎支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の罰を受けた場合について記載する。 該当がなければ「なし」と記入する。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○年 ○月 ○日		氏 名 川崎 次郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

15 株主（出資者）調書（様式第十四号）

様式第十四号（第四条関係）

許可申請者が法人である場合に作成する。

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書		
株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
神奈川 太郎	横浜市中区日本大通 5	1 0 0 0 株
川崎 次郎	川崎市川崎区東門前 2 - 1 - 1	7 0 0 株
藤沢 三郎	神奈川県藤沢市旭町 1 - 1 - 1	7 0 0 株
平塚 四郎	神奈川県平塚市浅間町 9 - 1	5 0 0 株
小田原 五郎	神奈川県小田原市荻窪 3 0 0	5 0 0 株
大和 和子	神奈川県大和市下鶴間 1 - 1 - 1	3 0 0 株
鎌倉 花子	神奈川県鎌倉市御成町 1 8 - 1 0	3 0 0 株
株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記入する。 ・ 総株主の議決権の100分の5未満しか有しない株主 ・ 出資額が、総出資額の100分の5に満たない者 } は記入不要。 株数を記載するときは「〇〇株」、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とする。		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

16 財務諸表

- (1) 建設業法施行規則で定める様式で作成してください。（株主総会、税務申告等に提出した決算報告書では受付できません。）
 - 法人が作成する様式：様式第15号～17号の3
（ただし、様式第17号の3は、資本金が1億円を超える株式会社又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の場合のみ作成する。）
 - 個人が作成する様式：様式第18号～19号
- (2) 作成に当たっては、財務諸表の様式に添付されている記載要領を参考にしてください。記載の仕方が分からない場合は、決算書を作成した方（税理士など）に確認をとってください。
（様式は、神奈川県建設業課HP「申請・届出様式のダウンロード」からダウンロードできます。
（URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/youshiki.html>））
- (3) 金額はすべて千円単位で表示してください。ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社（資本金が5億円以上の株式会社又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社）は百万円単位で記入することができます。なお、千円（百万円）未満の端数処理は統一して表示してください。
- (4) 経営事項審査を受審する場合は、免税事業者を除き税抜きで作成し、千円未満の端数は切り捨てて表示してください。
- (5) 上記(3)、(4)により各部の合計額がその内訳科目の合計額と合わない場合がありますが、端数を調整する必要はありません。
- (6) 法人の新規開業で最初の確定申告が終了していないときは、開始時の資産及び負債・純資産の内容と開業年月日（会社設立年月日）を開始貸借対照表に記載してください。

＜開始貸借対照表の例＞

開始貸借対照表			
令和3年4月1日（←会社設立年月日）		〇〇建設株式会社	
		（単位：千円）	
資産の部		負債・純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産 現金・預金	10,000	資本及び剰余金 資本金	10,000
合 計	10,000	合 計	10,000

- (7) 法人用貸借対照表（様式第15号）の固定資産の部のうち、有形固定資産（土地、建設仮勘定を除く）については、間接法で記載してください。

（例）

Ⅱ 固定資産		(千円)
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	10,186	
減価償却累計額	△4,109	6,077

- 建物・構築物の価格10,186千円は取得価格を示し、減価償却累計額4,109千円は、減価償却費の累計を示し、6,077千円は期末帳簿価格を示すものです。これを算式にすれば、「期末帳簿価格＝取得価格－減価償却累計額」（間接法）になります。
 - 取得価格の不明なものについては、期首帳簿価格を採用してください。
- (8) 新設された法人が個人営業（許可業者）を事業継承して申請する場合は、引継時の貸借対照表（引継時の仮決算書と照合します。）に、引継時の財産目録写しと事業継承したことを明示する議事録写し（原本証明したもの）を添付してください。
 - (9) 確定申告書（税務申告）決算報告との照合について
財務諸表の貸借対照表と損益計算書の数字は、確定申告で申告を行った数字と整合していることを確認してください。新規申請、特定建設業許可の更新申請等、決算変更届（決算報告）以外の申請等で財務諸表を提出する場合で、確定申告書の金額と整合していない箇所がある場合は、確定申告書の該当箇所の写しに差異が生じた理由を記載し、相違が分かる書類を確認資料と併せて提出してください。また、経営事項審査の指摘によるもの場合は、その指摘内容を記載し、その際の分析センターの分析結果の写しを併せて提出してください。
 - (10) 注記表（様式第17号の2）について
 - 注記表は、財務諸表を作成した方針など、会社の重要事項を表すものですので、省略することはできません。該当がない項目についても、「該当なし」と記載してください。

- 記載すべき注記は、それぞれの会社の形態によって異なります。なお、多くの会社は「株式譲渡制限会社」に該当します。「株式譲渡制限会社」に当たるかどうかは、登記事項証明書でご確認ください。該当する場合には、「株主の譲渡制限に関する規定」の欄に、「当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する」といった記載があります。
- この手引きでは、「株式譲渡制限会社」の場合の記載例を掲載しています。

<注記表に記載を要する注記>

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4－2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤 謬 の 訂 正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要(記載が不要な項目も注記表の様式は省略しないでください。)

(11) 財務諸表の表紙について

財務諸表を提出する際は、表紙（法人用又は個人用）（参考様式）を添付してください。

表紙参考様式は、神奈川県建設業課HP「申請・届出様式のダウンロード」からダウンロードできます。(URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/youshiki.html>)

<財務諸表表紙(参考様式)> 【法人用】

(参考様式)
(用紙A4)

財 務 諸 表	
様式第18号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)	
貸 借 対 照 表	
様式第18号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)	
損 益 計 算 書	
様式第17号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)	
株主資本等変動計算書	
別記様式第17号の2 (第四条、第十条、第十九条の四関係)	
注 記 表	
事業年度 (自 令和 年 月 日)	
(至 令和 年 月 日)	
(会社名)	

【個人用】

財 務 諸 表	
様式第18号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)	
貸借対照表	
様式第18号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)	
損益計算書	
事業年度 (自 令和 年 月 日)	
(至 令和 年 月 日)	
(商号)	

【法人】

株式会社の記載例

様式第十五号（第四条、第十条、第十九号）

新規、業種追加（5年未満の財産要件の確認根拠とする場合）、特定の各許可については、財務諸表に記載した各合計金額を、税務署で受付された確定申告書に添付された決算報告書と照合します。

税務署で受付された確定申告書（確定申告書に添付された決算報告書を含む。）の写し（電子申告の場合は、申告書と、税務署から受け付けた旨送信された通知（メール詳細等）を紙に出力したものの写しも）を確認資料に添付してください。）

財産要件の確認根拠とする場合を除き、窓口での対面受付の場合、その場で上記書類の原本照合を行うことにより、写しの添付は省略することもできます。

決算日を記入する。

貸 借 対 照 表

令和 4年 3月 31日 現在

（会社名） ○○建設 株式会社

資 産 の 部

端数の処理を統一して千円単位で表示します。千円未満は、「0」を記入してください。

I 流動資産			千円
現金預金			38,345
受取手形			2,800
完成工事未収入金			19,883
有価証券 売掛金			1,544
未成工事支出金			795
材料貯蔵品			1,574
短期貸付金			6,279
前払費用			1,000
その他			780
貸倒引当金		△	
流動資産合計			73,002 (1)

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。兼業事業についての売掛金は含みません。

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合があります。以下についても同様です。

II 固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物		2,103
減価償却累計額	△	1,186
機械・運搬具		33,463
減価償却累計額	△	20,801
工具器具・備品		1,996
減価償却累計額	△	1,065
土地		
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		3,445
減価償却累計額	△	2,380
有形固定資産合計		

「その他」には、流動資産に属するものであって、他の流動資産科目に属さないものを記入してください。なお、資産合計の5%を超える金額になるものについては、別途科目をたてて記入してください。固定資産以下の「その他」についても同様です。

取得価格を書きます。

期末帳簿価格を書きます。

(2) 無形固定資産

特許権
借地権
のれん

損失又は欠損の場合は、△表示で計上します。

リース資産		
その他		
無形固定資産合計		(3)
(3) 投資その他の資産		
投資有価証券		
関係会社株式・関係会社出資金		
長期貸付金	341	
破産更生債権等		
長期前払費用		
繰延税金資産		
その他	137	
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計	478	(4)
固定資産合計	31,241	(5) = (2) + (3) + (4)
III 繰延資産		
創立費		
開業費		
株式交付費		
社債発行費		
開発費		
繰延資産合計		(6)
資産合計	104,244	(7) = (1) + (5) + (6)
負債の部		
I 流動負債		
支払手形	108	
工事未払金	23,396	
短期借入金	6,941	
リース債務		
未払金	5,400	
未払費用	4,611	
未払法人税等	3,680	
未成工事受入金	2,850	
預り金		
前受収益		
引当金		
その他	2,099	
流動負債合計	49,087	(8)

金額は、償却額を控除した残額を計上します。

千円単位で表示したものを合計したものではありませんので、注意してください。以下についても同様です。

兼業事業についての買掛金は含みません。

決算期後1年以内に返済することとなる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません（当座借入はここへ計上します）。

賞与引当金、完成工事補償引当金等はここへ計上します。

当期に課税された法人税、住民税及び事業税のうち未払額を計上します。

未払消費税はここへ計上します。

Ⅱ 固定負債
社債
長期借入金
リース債務
繰延税金負債
引当金
負ののれん
その他
固定負債合計
負債合計

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。
分割返済の定めがあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債（短期借入金）に振替えなければなりませんので注意してください。

6,384
623
7,008
56,095

(9)

(10)=(8)+(9)

退職給付引当金等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。

株主総会又は取締役会の決議により設定されたものを、その名称を付して計上します。

純資産の部

Ⅰ 株主資本
(1) 資本金
(2) 新株式申込証拠金
(3) 資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金
資本剰余金合計
(4) 利益剰余金
利益準備金
その他利益剰余金
準備金
任意積立金
繰越利益剰余金
利益剰余金合計
(5) 自己株式
(6) 自己株式申込証拠金
株主資本合計
Ⅱ 評価・換算差額等
(1) その他有価証券評価差額金
(2) 繰延ヘッジ損益
(3) 土地再評価差額金
評価・換算差額等合計
Ⅲ 新株予約権
純資産合計
負債純資産合計

20,000 ①
a
②
③
④=②+③
2,337 ⑤
b
c
22,705
3,106 ⑥
28,148 ⑦=⑤+b+c+⑥
△ ⑧
d
48,148 ⑨=①+a+④+⑦+⑧+d
⑩
⑪
⑫
⑬=⑩+⑪+⑫
⑭
48,148 ⑮=⑨+⑬+⑭
104,244 (11)=(10)+⑮

上記「純資産の部」の①～⑮と、様式第17号の「株主資本等変動計算書」の①～⑮とが一致します。

一般建設業の財産要件は、
⑮ ≥ 500万円 であれば要件を満たします。

特定建設業の財産要件は、
イ (1) 流動資産 ÷ (8) 流動負債 ≥ 75%
ロ ① 資本金 ≥ 2000万円
ハ ⑥が「欠損の額」の基準となり、⑥が負の値の場合、
{| ⑥ | - (④+⑤+b+c) ÷ ① × 100 ≤ 20%
ニ ⑮ ≥ 4000万円
イ～ニ全ての事項に該当していなければなりません。

損 益 計 算 書

様式第三号の直前決算の工事施工金額の合計欄の金額と一致します。

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(会社名) ○○建設 株式会社

千円

建設業以外の売上高を計上します。保守点検や維持管理業務、樹木剪定など、工事に該当しない業務の売上高はここへ計上します。	I 売上高		
	完成工事高	326,670 (12)	
	兼業事業売上高	8,620 (13)	335,290
役員賞与引当金繰入額はここに計上します。	II 売上原価		(14)=(12) + (13)
	完成工事原価	291,891 (15)	
	兼業事業売上原価	6,742 (16)	298,633
工事現場に関与しない職員等に支払う給与等を計上します。賞与引当金繰入額はここに計上します。	売上総利益（売上総損失）		(17)=(15) + (16)
	完成工事総利益（完成工事総損失）	34,778 (18)	
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）	1,877 (19)	36,656
退職年金掛金はここに計上します。	III 販売費及び一般管理費		(20)=(18) + (19)
	役員報酬	11,300	
	従業員給料手当	2,382	
退職年金掛金はここに計上します。	退職金	163	
	法定福利費	1,133	
	福利厚生費	591	
社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用を計上します。なお、「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上します。使用していない勘定科目を二重線で消し、その右に該当科目を記載してください。	修繕維持費	1,166	
	事務用品費	948	
	通信交通費	236	
損失の場合は△表示で計上します。	動力用水光熱費	1,790	
	調査研究費	62	
	広告宣伝費	308	
引当金の取崩額はここに計上します。一例-貸倒引当金、賞与引当金、完成工事補償引当金、退職給付引当金	貸倒引当金繰入額	1,368	
	貸倒損失	1,533	
	交際費	1,187	
固定資産売却益はここに計上します。	寄付金	912	
	地代家賃	802	
	減価償却費	1,898	
固定資産売却損はここに計上します。	開発費償却		27,779 (21)
	租税公課		8,871
	保険料		(22)=(20) - (21)
当期に課税された法人税、住民税及び事業税を計上します。	雑費		
	営業利益（営業損失）		
	IV 営業外収益		
株主資本等変動計算書の「当期純利益」と「繰越利益剰余金」とが交差するマスと一致します。	受取利息及び配当金	1,600	
	その他	720	2,320 (23)
	V 営業外費用		
	支払利息	1,669	
	貸倒引当金繰入額		1,669 (24)
	貸倒損失		9,523
	その他		(25)=(22) + (23) - (24)
	経常利益（経常損失）		1,523 (26)
	VI 特別利益		
	前期損益修正益	1,523	
	その他		692 (27)
	VII 特別損失		
	前期損益修正損		10,354
	その他	692	(28)=(25) + (26) - (27)
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）		3,680 (29)
	法人税、住民税及び事業税		6,673
	法人税等調整額		(30)=(28) - (29)
	当期純利益（当期純損失）		=⑩

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(会社名) ○○建設 株式会社

(用紙A4)

千円

I 材料費		69,140
II 労務費		9,855
(うち労務外注費	_____)	
III 外注費		177,883
IV 経費		35,013
(うち人件費	15,346)	
完成工事原価		291,891 (31)=(15)

- ① 「材料費」とは、工事のために直接購入した材料費等をいいます。
- ② 「労務費」とは、工事に従事した直接雇用の作業員（監督員の指示のもと直接工事に従事している正社員及び臨時社員等）の給与等をいいます。
- また、「外注費」のうち土工事や仮設工事等で契約内容の大部分が「労務費」であるものは労務外注費として内書表示することができます。
- ③ 「外注費」とは、下請工事契約額をいいます。（労務費に含めたものは除く）
- ④ 「経費」とは、完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用をいいます。
- なお、「経費」のうち「人件費」とは、工事監督員及び現場事務所の事務職員等の給料等、退職金（繰入額も含む。）、法定福利費及び福利厚生費等をいいます。
- 参考：「販売費及び一般管理費」のうち「従業員給料手当」等の人件費科目には、本支店等の管理部門、営業部門及び兼業部門等にて発生した人件費を計上します。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 日 日

自 至 令和3年4月1日 令和4年3月31日

(会社名) ○○建設 株式会社

当期に変動した額の合計
(「新株の発行」～「株主
資本以外の項目の当期変動
額(純額)」の合計)額が
入ります。

積立金の積立て等については、こ
ちらに「任意積立金の積み立て」等
当該科目を記載し、該当変動額を計
上してください。

株 主 資 本										評価・換算差額等					純資産合 計
新株式申 込証拠金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘ ッジ損 益	土地再 評価差額 金	評価・換 算差額等 合計	新株予 約権		
	資本準 備金	その他 資本剰余 金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金 ×××積立 金	繰越利益 剰余金									
資本金															50.475
20,000			0	1,437	21,589	7,439	△	50,475							
当期首残高															50.475
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当				900		△9,800		△9,000							△9,000
当期純利益						6,673		6,673							
自己株式の処分															6.673
×××××															
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)															
当期変動額合計			0	900	1,106	△4,333		△2,327							△2,327
当期末残高	20,000			2,337	22,705	3,106	△	48,148							48,148

損益計算書の「当期純利益」⑩と一致。

千円

当期に変動した額の合計
(「新株の発行」～「株主
資本以外の項目の当期変動
額(純額)」の合計) 額が
入ります。

剰余金の積立て等については、こ
ちらに「任意剰余金の積み立て」等
当該科目を記載し、該当変動額を計
上してください。

損益計算書の「当期純利益」(⑮と一致)。

「当期末首残高」 + 「当期変動額合計」

株式譲渡制限会社の場合

別記様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A 4）

注 記 表

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

（会社名） ○○建設 株式会社

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア 関連会社株式

移動平均法による原価法

イ その他有価証券

（a）時価のあるもの

期末日の市場価格に基づく時価法

（b）時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

ア 販売用不動産

個別法による原価法

イ 未成工事支出金

個別法による原価法

ウ 材料貯蔵品

移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

ア 建物

定額法

イ その他の固定資産定率法

② 無形固定資産定額法

③ 長期前払費用定額法

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいて、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 退職給与引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

貸借対照表において引当金を計上している場合に、その引当金の計上基準について記載する。

過去勤務差異等を複数年にわたって費用化する場合には、その概要も記載する。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

工事完成基準によって計上している。

完成工事高の計上基準について記載する。

「工事完成基準」か「工事進行基準」の別を記載してください。

◎「該当なし」又は空欄にしないようにしてください。

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

適用している

特に記載すべき事項がない場合には「該当なし」と記載する。

税抜方式、税込方式の別を記載する。ただし、経営事項審査を受審する場合は、税抜方式を採用すること。（免税事業者の場合は、「免税事業者につき税込み」と記載すること。）

- | | | |
|-----|-----------------------|------|
| 3 | 会計方針の変更 | 該当なし |
| 4 | 表示方法の変更 | 該当なし |
| 4-2 | 会計上の見積り | |
| 5 | 会計上の見積りの変更 | |
| 6 | 誤謬 ^{びゅう} の訂正 | 該当なし |
| 7 | 貸借対照表関係 | |

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

- ① 担保に供している資産の内容及びその金額
- ② 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る）

種類株式についてはその内容を記載し、通常の株式については「普通株式」と記載する。

※履歴事項全部証明書の発行済株式数と突合の上、記入してください。

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 ○○○○株

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

該当なし

(3) 剰余金の配当

該当なし

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他 **該当なし**

特に記載すべき事項がない場合には「該当なし」と記載する。

資本金が1億円を超える株式会社又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ、附属明細表を添付してください。

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）

（用紙A4）

附属明細表

令和 3年 3月 31日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

滞留状況

貸借対照表の流動資産の部の完成工事未収入金と一致	相手先	金額	発生時	完成工事未収入金
	〇〇県	〇〇,〇〇〇 千円	当期計上分	〇〇,〇〇〇 千円
	〇〇建設	〇,〇〇〇	前期以前計上分	〇〇〇
	〇〇不動産	〇,〇〇〇	計	〇〇,〇〇〇
	その他	〇,〇〇〇		
	計	〇〇,〇〇〇		

2 短期貸付金明細表

貸借対照表の流動資産の部の短期貸付金と一致	相手先	金額	短期貸付金の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
	〇〇不動産	〇〇〇 千円	
	〇〇組合	〇,〇〇〇	
	関係会社〇社	〇,〇〇〇	
	その他	〇〇,〇〇〇	
	計	〇〇,〇〇〇	

3 長期貸付金明細表

貸借対照表の固定資産の部の長期貸付金と一致	相手先	金額	長期貸付金の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
	〇〇組合	〇,〇〇〇 千円	
	〇〇建物	〇,〇〇〇	
	関係会社〇社	〇,〇〇〇	
	その他	〇〇,〇〇〇	
	計	〇〇,〇〇〇	

4 関係会社貸付金明細表

有価証券報告書提出会社は記載を省略することができる。（この場合有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。）
関係会社貸付金の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
短期貸付金	〇〇興業 〇,〇〇〇 千円	〇〇〇 千円	〇〇〇 千円	〇,〇〇〇 千円	返済期限 令和〇年〇月 担保 なし
	〇〇不動産 〇〇〇	—	〇〇	〇〇〇	返済期限 令和〇年〇月 担保 土地
	〇〇建築 —	〇〇	—	〇〇	返済期限 令和〇年〇月 担保 なし
	小計 〇,〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	—	—
長期貸付金	〇〇工務店 〇,〇〇〇 千円	— 千円	〇〇〇 千円	〇,〇〇〇 千円	返済期限 令和〇年〇月 担保 なし
	〇〇解体 —	〇〇	—	〇〇	返済期限 令和〇年〇月 担保 なし
	〇〇開発 〇,〇〇〇	〇〇〇	—	〇,〇〇〇	返済期限 令和〇年〇月 担保 土地
	小計 〇,〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	—	—
計	〇,〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	—	—

有価証券報告書提出会社は記載を省略することができる。(この場合有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。)

関係会社有価証券の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

5 関係会社有価証券明細表

株	銘 柄	一株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照表 計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照表 計上額	
式	〇〇建築	円 〇〇〇	〇〇〇	千円 〇〇〇	千円 〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇	千円 〇〇〇	〇〇〇	千円 〇〇〇	〇〇〇	千円 〇〇〇	千円 〇〇〇, 〇〇〇	関連会社
	〇〇興業	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	—	—	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	子会社
	計		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	
	銘 柄	期 首 残 高			当期増加額	当期減少額	期 末 残 高			摘 要			
		取 得 価 額		貸借対照表 計 上 額			取 得 価 額		貸借対照表 計 上 額				
社 債	〇〇開発	千円 〇〇〇	千円 〇〇〇	千円 〇〇〇	千円 〇〇〇	千円 〇〇〇	千円 〇〇〇	千円 〇〇〇	千円 〇〇〇	子会社			
	〇〇工業	〇〇〇	〇〇〇	—	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	関連会社			
	計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇				
そ の 他 の 有 価 証 券	〇〇ビル	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	関連会社			
	〇〇建設	—	—	〇〇〇	—	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〃			
	計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇				

有価証券報告書提出会社は記載を省略することができる。(この場合有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。)

関係会社出資金の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
〇〇建築	千円 〇〇〇	千円 —	千円 —	千円 〇〇〇	関連会社
〇〇工業	〇〇〇	—	—	〇〇〇	〃
〇〇開発	〇〇〇	〇〇〇	—	〇〇〇	子会社
計	〇〇〇	〇〇〇	—	〇〇〇	—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
〇〇銀行	〇,〇〇〇 ^{千円}	令和〇年〇月〇日	使途 担保 運転 土地
関係会社〇社	〇,〇〇〇	令和〇年〇月〇日	使途 担保 設備 なし
長期借入金からの振替分	〇,〇〇〇	令和〇年〇月〇日	
計	〇,〇〇〇		

貸借対照表の流動負債の部の短期借入金と一致

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
〇〇銀行	(〇,〇〇〇) 千円 〇,〇〇〇	〇〇〇 ^{千円}	〇〇〇 ^{千円}	(〇,〇〇〇) 千円 〇,〇〇〇	使途 担保 返済期限 運転 土地 令和〇年〇月
〇〇銀行	(〇,〇〇〇) 〇,〇〇〇	—	〇〇〇	(〇,〇〇〇) 〇,〇〇〇	使途 担保 返済期限 設備 土地 令和〇年〇月
関係会社〇社	(〇,〇〇〇) 〇,〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	(〇,〇〇〇) 〇,〇〇〇	使途 担保 返済期限 運転 なし 令和〇年〇月
計	(〇,〇〇〇) 〇,〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	(〇,〇〇〇) 〇,〇〇〇	

貸借対照表の固定負債の部の長期借入金と一致
(流動負債として計上されているものを除く…括弧書きで付記…内書)

有価証券報告書提出会社は記載を省略することができる。(この場合有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。)
関係会社借入金の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
短期借入金	〇〇不動産 〇,〇〇〇 ^{千円}	〇〇〇 ^{千円}	〇〇〇 ^{千円}	〇,〇〇〇 ^{千円}	使途 担保 返済期限 運転 土地 令和〇年〇月
	〇〇工務店 〇〇〇	—	〇〇	〇〇〇	使途 担保 返済期限 運転 土地 令和〇年〇月
	〇〇建築 —	〇〇	—	〇〇	使途 担保 返済期限 運転 なし 令和〇年〇月
	小計 〇,〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	—	—
長期借入金	〇〇開発 〇,〇〇〇 ^{千円}	— ^{千円}	〇〇〇 ^{千円}	〇,〇〇〇 ^{千円}	使途 担保 返済期限 設備 土地 令和〇年〇月
	〇〇興業 —	〇〇	—	〇〇	使途 担保 返済期限 設備 なし 令和〇年〇月
	〇〇不動産 〇,〇〇〇	〇〇〇	—	〇,〇〇〇	使途 担保 返済期限 運転 土地 令和〇年〇月
	小計 〇,〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	—	—
計	〇,〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	—	—

10 保証債務明細表

相手先	金額 (千円)
〇〇建設	〇,〇〇〇
〇〇リース	〇,〇〇〇
その他〇件	〇,〇〇〇
計	〇,〇〇〇

注記表の注記3(2)の
保証債務額と一致

個人の記載例

様式第十八号（第四条、第十条、第十

新規、業種追加（5年未満の財産要件の確認根拠とする場合）、特定の各許可については、財務諸表に記載した各合計金額を、税務署で受付された確定申告書に添付された決算報告書と照合します。

税務署で受付された確定申告書（確定申告書に添付された決算報告書を含む。）の写し（電子申告の場合は、申告書と、税務署から受け付けた旨送信された通知（メール詳細等）を紙に出力したものの写しも）を確認資料に添付してください。）

財産要件の確認根拠とする場合を除き、窓口での対面受付の場合、その場得上記書類の原本照合を行うことにより、写しの添付は省略することもできます。

個人の決算日は毎年12月31日です

貸 借 対 照 表
令和 3 年 12 月 31 日 現在

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。（兼業事業の売掛金は含みません。）

商号又は名称 ○○建設 神奈川 次郎

資 産 の 部

端数の処理を統一して、千円単位で表示します。千円未満は、「0」を記入してください。

現存価格（原価償却後の額）を計上します。

I 流動資産	
現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
その他	
貸倒引当金	
流動資産合計	
II 固定資産	
建物・構築物	
機械・運搬具	
工具器具・備品	
土地	
建設仮勘定	
破産更生債権等	
その他	
固定資産合計	
資産合計	

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合があります。以下についても同様です。

千円単位で表示したものを合計したものではありませんので注意してください。以下についても同様です。

	千円
17,034	
330	
2,900	
4,590	
100	
100	
△	
24,856	(1)
3,253	
1,699	
2,833	
8,836	
16,624	(2)
41,480	

(3) = (1) + (2)

負 債 の 部

兼業事業についての買掛金は含みません。

決算期後1年以内に返済することとなる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません。

賞与引当金、完成工事補償引当金等はここへ計上します。

I 流動負債	
支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
引当金	
その他	
流動負債合計	

損失又は欠損の場合は、△表示で計上します。

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。
分割返済の定めがあるものについては、決算後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債（短期借入金）に振り替えなければなりませんので注意してください。

Ⅱ 固定負債

長期借入金
その他
固定負債合計
負債合計

.....	13,660
.....	456
.....	14,116 (5)
.....	26,394

(6) = (4) + (5)

退職給付引当金はここへ計上します。

純資産の部

前期の純資産合計（もしくは資本合計）を計上します。

期首資本金
事業主借勘定
事業主貸勘定
事業主利益
純資産合計
負債純資産合計

.....	16,326
.....	430
Δ	2,735
.....	1,064 (7) = (21)
.....	15,085 (8)
.....	41,480

(9) = (6) + (8)
= (3)

事業主が事業外資金から事業のために借りたもの

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税 抜 方 式

事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの

税抜方式、税込方式の別を記入する。ただし、経営事項審査を受理する場合は、税抜方式を採用すること。（免税事業者の場合は、「免税事業者につき税込み」と記入すること。）

損 益 計 算 書

自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年 12月 31日

（商号又は名称） ○○建設 神奈川 次郎

様式第三号の直前決算の工事施工金額の合計欄の金額と一致します。

工事に従事した直接雇用の作業員に対する賞金、給料手当等を計上します。

工事に要した従業員（工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等）の給料手当等を計上します。完成工事補償引当金繰入額はここに計上します。

退職給与引当金繰越額はここに計上します。

雑費について「販売費及び一般管理費」の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記します。使用していない勘定科目を二重線で消し、その右に該当科目を記載してください。

各種の引当金、準備金の取り崩しはここに計上します。

損失の場合は△表示で計上します。

I	完成工事高				千円
II	完成工事原価				41,834 (10)
	材料費		29,261 (11)		
	労務費		2,371 (12)		
	（うち労務外注費）				
	外注費		1,200		
	経 費		131 (14)		
	完成工事総利益（完成工事総損失）				32,963
					8,871
III	販売費及び一般管理費				(15) = (11) + (12) + (13) + (14)
	従業員給料手当		1,960		(16) = (10) + (15)
	退職金		865		= (10) - (15)
	法定福利費				
	福利厚生費		147		
	維持修繕費		480		
	事務用品費		176		
	通信交通費		43		
	動力用水光熱費		139		
	広告宣伝費		90		
	交際費		106		
	寄付金		20		
	地代家賃		38		
	減価償却費		1,227		
	租税公課		146		
	保険料		608		
	雑 費		813		
	営業利益（営業損失）				6,861 (17)
IV	営業外収益				2,010
	受取利息及び配当金				(18) = (16) - (17)
	その他		485		485 (19)
V	営業外費用				
	支払利息		230		
	その他		1,200		
	事業主利益（事業主損失）				1,430 (20)
					1,064
					(21)
					= (18) + (19) - (17)
					= (7)

17 営業の沿革（様式第二十号）

様式第二十号（第四条関係）

事業（建設業以外の事業も含む）を開始した年月日を記入する。

（用紙A4）

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和50年 4月 1日	創業	法人の場合、履歴事項全部証明書と突合し、設立年月日を記入する。
	昭和50年 4月 10日	有限会社〇〇設立	
	昭和56年 12月 1日	株式会社に組織変更	
	平成 5年 8月 1日	資本金を3000万円に増資	
	年 月 日	商号又は名称、事業開始、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等について記入する。 承継の場合は、承継日と承継の内容を記載する。 （例）（株）〇〇（神奈川県知事許可第09999号 許可業種：一般（建）許可年月日：昭和〇年〇月〇日）と合併し許可を承継（予定） 個人事業主〇〇の許可（神奈川県知事許可第08888号 許可業種：一般（建） 許可年月日：平成〇年〇月〇日）を譲渡により承継（予定）	
	年 月 日		
	年 月 日		
年 月 日			
建設業の登録及び許可の状況	平成 3年 4月 1日	建設業許可取得 神奈川県知事許可第99999号 特定 土木工事業	
	平成10年 8月 20日	建設業許可業種追加 〃 一般 とび・土工・コンクリート、舗装、しゅんせつ、水道工事業	
	平成12年 7月 24日	建設業許可業種追加 〃 一般 建築、大工、管工事業	
	平成23年 10月 5日	一部廃業 〃 大工、しゅんせつ工事業	
	年 月 日	建設業許可の取得状況（新規、業種追加、般特新規、廃業、失効等）を記入する。更新、役員変更等については記入不要。	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
賞罰	平成25年 9月 13日	神奈川県優良工事表彰	
	年 月 日		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰を受けた場合について記載する。該当がなければ「なし」と記入する。
	年 月 日		
	年 月 日		

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業止営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

18 所属建設業者団体(様式第二十号の二)

様式第二十号の二 (第四条関係)

(用紙A4)

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
社団法人 ○ ○ ○ ○ 「団体の名称」の記載の対象となるのは、建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に登録を行っている団体(社団法人又は財団法人)。 加入していない場合は、「なし」と記入する。	昭和○年○月○日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

19 健康保険等の加入状況（様式第七号の三）

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係） (用紙A4)

健康保険等の加入状況

令和 ○年 ○月 ○日

申請者 株式会社 ○○建設
届出者 代表取締役 神奈川 太郎

許可年月日 令和 ○年 ○月 ○日

許可番号 国土交通大臣許可（般特）第○○○○○○号

該当するものに○。 不要なものは消す。

① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
② 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

・新規申請、許可換え新規申請の場合は記入不要。
・更新、業種追加、般・特新規申請の場合は、すでに受けている許可について、記入する。
・複数の許可を受けている場合は、申請時点で有効な最も古い日付の許可年月日を記入する。

代理人申請不可。

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本 社	28人 (3人)	1	1	1	健康保険 ■■■ ▲▲▲又は○○○健康保険組合 厚生年金保険 ■■■ ▲▲▲ 雇用保険 ●●●●●●●●●●	
川崎支店	9人 (1人)	3	3	3	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括	
()	()				健康保険 厚生年金保険	
()	()					
()	()					

営業所一覧表（様式第一号別紙二）に記載した順に記入する。

各営業所ごとに、役員又は個人事業主を含め、雇用された全ての従業員の数について記入する。（非常勤、出向者も含む。）
()には、従業員のうち、法人の場合は役員及び役員と同居の親族である従業員（非常勤も含む。）の人数、個人事業主の場合は本人及び同居の親族である従業員の人数を内数として記入する。

●健康保険：事業所整理記号及び事業所番号
※全国健康保険協会（けんぽ協会）加入の場合
⇒領収書等の「事業所整理記号」（数字＋カタカナ）と「事業所番号」（数字5桁）を記入する。（厚生年金保険の番号と共通）
※健康保険組合、建設業に関する国民健康保険組合に加入の場合
⇒組合の名称を記入する。

●厚生年金保険：事業所整理記号及び事業所番号

●雇用保険：労働保険番号（事業所番号ではありません。）
※労災保険ではありませんのでご注意ください。

●3保険共通：一括適用の承認（継続事業の一括の認可）に係る営業所の場合「本店（○○支店等）一括」※「本店」が建設業の営業所ではない場合は、「本店（○○支店等）一括」の後ろに、() 書きで本店の事業所整理記号等を記入してください。

<加入状況を表す番号>

次の状況に応じて、該当する番号を記入する。

- 「適用事業所」（各保険に加入している場合）・・・「1」
- 「適用除外」に該当する場合・・・「2」
（健康保険の適用除外承認を受けた建設国保加入の場合を含む）
- 「一括適用の承認に係る営業所と継続事業の一括の認可に係る営業所」・・・「3」

※ 令和2年10月1日の法改正により、適切な社会保険の加入が許可要件となったため、「未加入」という区分はなくなりました。（適切な社会保険に未加入の場合は、許可ができません。）

※ 加入を表付ける確認資料が必要です。（⇒確認資料はP119～121参照）

20 主要取引金融機関名（様式第二十号の三）

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	そ の 他 の 金 融 機 関
	○○銀行横浜支店 ○○銀行川崎支店	○○信用金庫本店	
	支店名まで記入する。		
	残高証明書を添付している場合は、その金融機関を記載する。		

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 ○○銀行○○支店）

21 役員等の氏名記入用紙

このページはコピーして使用できます。

役員等の氏名記入用紙 (P37「役員等の一覧表」とは別に作成する。)

申請者が法人の場合は、役員等（別紙一 役員等の一覧表に記載されている者）及び令第3条に規定する使用人（従たる営業所の支店長、営業所長等）、個人の場合は、事業主及び支配人（支配人登記をしているものに限る。）、常勤役員等を直接に補佐する者について、**全員の氏名（フリガナ）及び生年月日**を記入してください。（外国籍の方で通称名を使用されている場合は、本国名と通称名の両方を記入してください。）

（フリガナ）（法人略号のフリガナは不要）

許可番号（新規申請は記入不要）

会社名

（般・特一）第 号

フリガナ 役員等の氏名	生 年 月 日	フリガナ 役員等の氏名	生 年 月 日
	T S H R 年 月 日		T S H R 年 月 日
	T S H R 年 月 日		T S H R 年 月 日
	T S H R 年 月 日		T S H R 年 月 日
	T S H R 年 月 日		T S H R 年 月 日
	T S H R 年 月 日		T S H R 年 月 日
	T S H R 年 月 日		T S H R 年 月 日
	T S H R 年 月 日		T S H R 年 月 日
	T S H R 年 月 日		T S H R 年 月 日

（注）

- ・業種追加申請の場合は提出不要です。
- ・申請書に綴じ込まずに提出してください。

行政庁記入欄

申請年月日 令和 年 月 日
整理番号

閲覧対象外法定書類 (申請)

以下の順に書類を綴じてください。(○必要書類 ▲該当する場合に添付)

区 分	新規 許可換 承継	般・特 業 追	更新	承継
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(第七号)及び略歴書(第七号別紙)又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第七号の二)及び略歴書(第七号の二別紙)	○	○	○	○
営業所技術者等証明書(新規・変更)(第八号)	○	○		▲
資格者証(写し)、卒業証明書等、実務経験証明書(第九号)、指導監督的実務経験証明書(第十号)	▲	▲		▲
許可申請者(法人の役員等・本人)の調書(第十二号)、登記されていないことの証明書(又は診断書)及び身分証明書(※1)	○	○	○	○
令第3条に規定する使用人の調書(第十三号)、登記されていないことの証明書及び身分証明書(※2))	▲	▲	▲	▲
株主(出資者)調書(第十四号)	○		▲	▲
営業所の確認資料(写真)	○		○	○
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		○	○
納税証明書(県税事務所発行)	○			○
健康保険等の加入状況の届出を承継後に行う旨の誓約書(第二十二号の六又は第二十二号の十一)				▲

※1 許可申請者(法人の役員等・本人)に関する書類は一人ずつまとめ、許可申請書(様式第一号)別紙一「役員等の一覧表」に記入した順に綴じてください。

※2 令第3条に規定する使用人に関する書類は一人ずつまとめ、令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)に記入した順に綴じてください。

許可番号: _____

(新規は除く)

申請者名: _____

受付印

閲覧対象外法定書類 (_____ 変更届)

以下の書類を綴じてください。

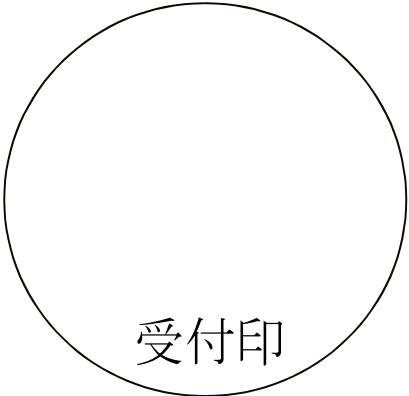
1. 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（第七号）及び略歴書（第七号別紙）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第七号の二）及び略歴書（第七号の二別紙）
2. 営業所技術者等証明書（新規・変更）（第八号）
3. 資格者証（写し）、卒業証明書等、実務経験証明書（第九号）、指導監督的実務経験証明書（第十号）
4. 許可申請者（法人の役員等・本人）の調書（第十二号）
5. 令第3条に規定する使用人の調書（第十三号）
6. 登記されていないことの証明書（又は診断書）及び身分証明書
7. 株主（出資者）調書（第十四号）
8. 営業所の確認資料（写真）
9. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
10. 納税証明書（県税事務所発行）

※ 許可申請者（法人の役員等・本人）及び令第3条に規定する使用人に関する書類は一人ずつまとめてください。

許可番号： _____

[新規は除く]

届 出 者 名： _____



受付印

確認資料

以下の順に書類を綴じてください。(▲必要な場合に添付)

区 分	許可申請			変更届	承継 認可 申請
	新規 承継	般・特 業追	更新		
預貯金残高証明書等財産的基礎確認書類	▲	▲			▲
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の常勤 の確認書類	▲	▲	▲	▲	▲
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤 役員等を直接に補佐する者の経験の確認書類	▲	▲		▲	▲
常勤役員等を直接に補佐する者の常勤の確認 書類及び直接に補佐する地位にあることの確 認書類	▲	▲	▲	▲	▲
営業所技術者等の常勤の確認書類	▲	▲	▲	▲	▲
営業所技術者等の経験の確認書類	▲	▲		▲	▲
健康保険等に関する確認書類	▲	▲	▲	▲	▲
承継方法等の確認書類					▲
法人番号指定通知書写し又は国税庁法人番号 公表サイトの自社情報印刷	▲※2				

※ 上記の他、許可換え新規申請の場合は許可通知書の写し、改姓・改名に係る変更届の場合は必要に応じて戸籍抄本又は住民票抄本、廃業届で法人代表者又は本人以外の者が届出をする場合の確認書類等を添付してください。

※2 窓口での対面受付の場合は、提示でも可。

許可番号： _____
(新規は除く)

申請(届出)者名： _____

